-告受付方法を変更し ます

申告の受け付けを行います。 日まで中央公民館本館103号室で 今年も、二月十六日から三月十五

二月一日号の広報で詳しくお知らせ りです。(税制度の改正点については なりました。主な変更点は次のとお 幅に増加する見込です。このため、 申告をしなければならない方が、大 ため、申告受付方法を改めることに 町では多数の申告を迅速に処理する 平成十七年度の税制度改正に伴い

記入押印してもらいます。 ソコンで入力・印刷します。 容を確認のうえ、住所氏名などを き、きれいな申告書ができます。 収支内訳書や医療費の集計表は、 申告者の方には、記入された内 計算ミスや、記入漏れに対応で 申告書の数値などの記入は、 パ

> 指導をさせていただきます。 事前に作れない場合は、作成方法の で協力をお願いします。どうしても 前に作成してから申告してください。 本人が作成できないときは、家族 収支内訳書や医療費の集計は、事

伴う申告者の増加に対応するため、 協力をお願いします。 やむを得ないものですから、理解と これらの変更は、税制度の改正に

刷ができませんので、従来の手書き ので、よろしくお願いします。 同じ取り扱いとさせていただきます 支内訳書や医療費の集計については、 による申告書作成になりますが、収 合により、パソコンによる入力・印 問い合わせ先 各地区への出張申告は、機材の都

€ (48)1111 (内302) 税務課住民税係

役場職員は作成しません。

農業所得の申告方法が変わります

平成十七年分についても、平成十 平成十七年分の申告方法 などの農業所得の場合 普通畑・露地野菜・花き・果樹

六年分と同じように、収支計算によ

販売せず、もっぱら自家消費したと がなく、普通畑や露地野菜の作物を 差し支えありません。 り申告する必要があります。 きは、農業所得の申告はしなくても 水稲の作付けや転作田からの収入

水稲・転作田などの農業所得の

準を作成します。 平成十七年分までは、 農業所得標

ださい。 準外経費の分かるものを持参してく 金、オペレーターの領収書などの標 「農業のお知らせ」と愛知用水賦課 二月上旬に郵送します。 申告の際は、 基づき「農業のお知らせ」を作成し 基礎資料調として申告された内容に 昨年十月から十一月に個人別農家

ださい。 知らせ」による申告は認められませ 場などへの販売金額がある人は、お んので、 平成十八年以降の分の申告方法 普通畑・露地野菜などで直売や市 収支計算により申告してく

所得標準は、平成十八年分から、作 従来作成して適用されてきた農業



や、売上の明細が分からなくて困る を計算して申告する必要があります。 ついては、収支計算により所得金額 地野菜、花き、果樹などの農業所得に 成されないことになっています。 ことがないように、今から準備をし 今年作付けして収穫する水稲や露 来年の申告時期になって、領収書

です。 資料をきちんと保存する習慣 票を一つの箱に集めるだけでよいの などに記帳して、領収書や仕切り伝 払った経費や、売上の明細をノート どを作るわけではありません。支 を身につけましょう。 準備といっても、今から計算書な

どは、未定です。決まり次第お知ら せします。) んで参加してください。(開催時期な 説明会などを開催する予定です。進 今年も、収支計算の方法に関する

税務課住民税係 問い合わせ先

圇(48)1111(内302)